

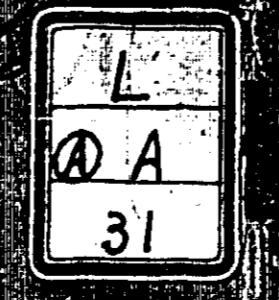
内 東 京 市 の 木 賃 宿 に 關 す る 調 査

東 京 市 社 會 局

■ 国立保健医療科学院蔵書 ■



\*10012069\*

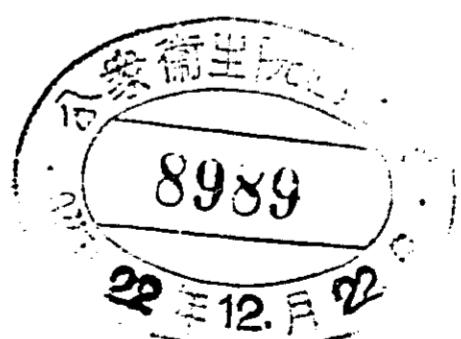


L  
Ⓐ A  
31

## 凡例

- 一、本書は労働者宿泊に關し社會事業的施設の参考に資せんが爲め大正十一年三月二十三日現在東京市内に於ける深川區富川町、本所區花町、同區小梅業平町、淺草區淺草町、四谷區永住町、同區旭町、及麻布區新廣尾町、及郡部に於ける一部荏原郡品川町、北豐島郡南千住町の木賃宿並に其宿泊人に就き行ひたる木賃宿調査の統計を基礎とし簡単なる解説を加へたるものなり。
- 二、該調査の統計原表は別に印刷に附せざりしを以て成るべく詳細なる數字表を引用するに努めた。
- 三、該調査に關し幾多の材料を提供されたる警視廳並所在木賃宿所轄警察署及實地調査に際し多大の便宜と援助を與へられたる木賃宿同業者の御好意を謝す。

東京市社會局



## 東京市内の木賃宿に關する調査

### 目 次

#### 緒 言

#### 第一編 宿 泊 所

第一、木賃宿營業指定地と最近木賃宿の消長

一、木賃宿營業指定地と木賃宿數

二、最近木賃宿の消長

第二、一戸平均宿泊客並に宿泊客數に依り分ちたる木賃宿

一、一戸平均宿泊人員

二、最近木賃宿の消長

第三、木賃宿建物構造並敷地及建坪

一、持家と借家とに分ちたる木賃宿數

四、木賃宿敷地坪數

二、一戸建と長屋

五、建坪數

三、建物階數別

第四、宿泊室と宿泊人員

一、宿泊室の燈火使用種別に依り分ちたる木賃宿數

二、燈火使用別宿泊室數

三、宿泊室全部の疊數に依り分ちたる木賃宿數

四、疊數別宿泊室數  
五、使用宿泊室數

二

一、木賃宿一戸當り宿泊料金收入

二、一人當り宿泊料金

三、木賃宿金收入

四、木賃宿金

五、木賃宿金收入

六、木賃宿金

七、木賃宿金

八、木賃宿金

九、木賃宿金

十、木賃宿金

十一、木賃宿金

十二、木賃宿金

十三、木賃宿金

十四、木賃宿金

十五、木賃宿金

十六、木賃宿金

十七、木賃宿金

十八、木賃宿金

十九、木賃宿金

二十、木賃宿金

二十一、木賃宿金

二十二、木賃宿金

二十三、木賃宿金

二十四、木賃宿金

二十五、木賃宿金

二十六、木賃宿金

二十七、木賃宿金

二十八、木賃宿金

二十九、木賃宿金

三十、木賃宿金

四、疊數別宿泊室數  
五、使用宿泊室數

二

六、同室者數に依り分ちたる宿泊室數  
七、同室者數に依り分ちたる宿泊人員  
八、一人當り疊數別宿泊人員

五〇

(ロ) 家族同伴者  
三、細民家族と木賃宿泊との關係  
四、宿泊室一疊當り宿泊料金

五、宿泊室一疊當り宿泊料金  
六、宿泊室一疊當り宿泊料金

七、宿泊室一疊當り宿泊料金

八、宿泊室一疊當り宿泊料金

九、宿泊室一疊當り宿泊料金

十、宿泊室一疊當り宿泊料金

十一、宿泊室一疊當り宿泊料金

十二、宿泊室一疊當り宿泊料金

十三、宿泊室一疊當り宿泊料金

十四、宿泊室一疊當り宿泊料金

十五、宿泊室一疊當り宿泊料金

十六、宿泊室一疊當り宿泊料金

十七、宿泊室一疊當り宿泊料金

十八、宿泊室一疊當り宿泊料金

十九、宿泊室一疊當り宿泊料金

二十、宿泊室一疊當り宿泊料金

二十一、宿泊室一疊當り宿泊料金

二十二、宿泊室一疊當り宿泊料金

二十三、宿泊室一疊當り宿泊料金

二十四、宿泊室一疊當り宿泊料金

二十五、宿泊室一疊當り宿泊料金

二十六、宿泊室一疊當り宿泊料金

二十七、宿泊室一疊當り宿泊料金

二十八、宿泊室一疊當り宿泊料金

二十九、宿泊室一疊當り宿泊料金

三十、宿泊室一疊當り宿泊料金

第一編 宿 泊 人

第一、宿泊人種別

モー一七  
モー一七  
モー一七

四、體 性

五、地方居住人の一時宿泊者

モー一七  
モー一七  
モー一七

四、體 性

五、地方居住人の一時宿泊者

モー一七  
モー一七  
モー一七

四、體 性

五、地方居住人の一時宿泊者

モー一七  
モー一七  
モー一七

第一、宿泊人種別

モー一七  
モー一七  
モー一七

第二、世帯に於ける地位

モー一七  
モー一七  
モー一七

第三、戸主との續柄

モー一七  
モー一七  
モー一七

第四、年齢構成

モー一七  
モー一七  
モー一七

第五、緑事身分

モー一七  
モー一七  
モー一七

第六、出生地

モー一七  
モー一七  
モー一七

一、總 説

モー一七  
モー一七  
モー一七

二、單身者

モー一七  
モー一七  
モー一七

三、家族同伴者

モー一七  
モー一七  
モー一七

四、夫妻相互の年齢配合

モー一七  
モー一七  
モー一七

五、年齢別配偶關係

モー一七  
モー一七  
モー一七

六、出生地

モー一七  
モー一七  
モー一七

七、出生地

モー一七  
モー一七  
モー一七

八、出生地

モー一七  
モー一七  
モー一七

九、出生地

モー一七  
モー一七  
モー一七

十、出生地

モー一七  
モー一七  
モー一七

十一、出生地

モー一七  
モー一七  
モー一七

十二、出生地

モー一七  
モー一七  
モー一七

十三、出生地

モー一七  
モー一七  
モー一七

十四、出生地

モー一七  
モー一七  
モー一七

十五、出生地

モー一七  
モー一七  
モー一七

十六、出生地

モー一七  
モー一七  
モー一七

十七、出生地

モー一七  
モー一七  
モー一七

十八、出生地

モー一七  
モー一七  
モー一七

十九、出生地

モー一七  
モー一七  
モー一七

二十、出生地

モー一七  
モー一七  
モー一七

二十一、出生地

モー一七  
モー一七  
モー一七

二十二、出生地

モー一七  
モー一七  
モー一七

二十三、出生地

モー一七  
モー一七  
モー一七

二十四、出生地

モー一七  
モー一七  
モー一七

二十五、出生地

モー一七  
モー一七  
モー一七

二十六、出生地

モー一七  
モー一七  
モー一七

二十七、出生地

モー一七  
モー一七  
モー一七

二十八、出生地

モー一七  
モー一七  
モー一七

二十九、出生地

モー一七  
モー一七  
モー一七

三十、出生地

モー一七  
モー一七  
モー一七

三

一〇四

## 一、府縣別出生地

(イ) 單身者  
 (ロ) 家族同伴者に於ける世帶主及其配偶者

## 二、都鄙別出生地

(イ) 單身者  
 (ロ) 家族同伴者

(ハ) 家族同伴者に於ける他の家族  
 (ロ)(イ) 家族同伴者に於ける世帶主及其配偶者

## 第七、止宿期間と宿泊人の移動

## 一、止宿期間

(イ) 總觀

(ロ) 新規投宿者

(ハ) 移動原因と季節

上京の年月

## 二、宿泊人の移動

## 第八、教育關係

## 一、就學不就學

## 二、自炊と外食

## 第十、職業

一九  
二〇  
二一  
二二  
二三  
二四  
二五  
二六

## 二、教育程度

## 一、有業者と無業者

(イ) 單身者

(ロ) 家族同伴者

## 二、職業大分類に依る有業者の職業

(イ) 總觀

(ロ) 地區別

## 三、職業上の地位より觀たる有業者

(イ) 女の職業

(ロ) 地區別

## 四、業體より觀たる有業者

(イ) 職員

(ロ) 業主

## 第五、有業者の休業

(イ) 勞働需給關係

(ロ) 天候

## 附 錄

- 一、木賃營業者より觀たる現行木賃宿に關する改良意見  
 二、職業細分類に依り分ちたる木賃宿泊有業者

## (一) 地區別

## 目次 次終

## 統計表目次

## 一、數字表

第一表 東京市内に於ける木賃宿營業指定地ご木賃宿數	第二十表 疊數に依り分ったる宿泊室數—實數
第二表 明治二十年末に於ける東京市内各區別木賃宿數	二十一表 疊數に依り分ったる宿泊室數—比例
第三表 明治二十年以降東京府管内木賃宿累年數	二十二表 疊數に依り分られたる調査當日客を收容したる宿泊室
第四表 明治三十年以降毎五年各區別木賃宿數	二十三表 同室者數に依り分られたる宿泊室數
第五表 明治二十年末郡區別木賃宿數	二十四表 同室者數に依り分られたる宿泊人員—實數
第六表 一戸平均宿泊客數	二十五表 同室者數に依り分られたる宿泊人員—比例
第七表 宿泊客數に分らたる木賃宿數	二十六表 同室者數に依り分られたる宿泊人員—實數
第八表 持家と借家とに分らたる木賃宿數	二十七表 同室者數に依り分られたる宿泊人員—比例
第九表 一戸建と長家とに分らたる木賃宿數	二十八表 二疊の宿泊室に於ける同室者數に依り分ったる宿泊
第十表 階級に依り分らたる木賃宿數	二十九表 二疊の宿泊室に於ける同室者數に依り分ったる宿泊
第十一表 木賃宿に於ける敷地坪數	三十表 三疊の間に於ける同室者數に依り分らたる宿泊人員
第十二表 敷地坪數と建物下坪とに依り分らたる木賃宿數	第一表 一人當り疊數別宿泊人員—實數
第十三表 木賃宿一戸平均坪數	第二表 一人當り疊數別宿泊人員—比例
第十四表 建物數の階級に依り分らたる木賃宿數	第三表 一人當り疊數別宿泊人員—實數
第十五表 燐火使用種別に依り分らたる木賃宿數—實數	第四表 宿泊料金に依り分ちたる單身宿泊者—實數
第十六表 燐火使用種別に依り分らたる木賃宿數—比例	第五表 宿泊料金に依り分ちたる單身宿泊者—比例
第十七表 燐火使用別木賃宿宿泊室數—實數	第六表 家族同伴者一人平均宿泊料金(單位錢)
第十八表 燐火使用別木賃宿宿泊室數—比例	第七表 一人當り宿泊料金に依り分ちたる家族同伴者人員
第十九表 木賃宿に於ける宿泊室全部の疊數に依り分らたる木 賃宿數	第八表 家族を単位としたる宿泊料金別家族數—實數

## (二) 宿泊人種類及體性別

第三九表	家族を単位とした宿泊料金別家族数—比例
第四〇表	一昼夜當り並に一人當り宿泊料金
第四一表	浴槽の有無に依り分らたる木賃宿數
第四二表	便所數に依り分らたる木賃宿數
第四三表	共同炊事場の有無に依り分らたる木賃宿數
第四四表	用水に依り分らたる木賃宿數
第四五表	用水の専用共用に依り分らたる木賃宿數
第四六表	國籍に依り分らたる木賃宿泊人
第四七表	單身者と家族同伴者とに分らたる木賃宿泊人
第四八表	家族構成人員に依り分らたる木賃宿泊家族同伴者
第四九表	家族數の階級に依り分らたる宿泊人員—實數
第五〇表	家族數の階級に依り分らたる宿泊人員—比例
五一表	體性別木賃宿泊人
五二表	地方居住者の一時宿泊者
五三表	世帯に於ける地位に依り分らたる木賃宿泊家族同伴者—實數
五四表	同上—比例
五五表	地方出生者の最初の上京當時に於ける戸主との續柄—實數
五六表	東京出生者の調査當時に於ける戸主との續柄—實數
五七表	同上—比例
五八表	年齢五歳階級に依り分らたる木賃宿泊人員
五九表	年齢五歳階級に依り分らたる木賃宿泊家族同伴者—實數

配偶者	
第八〇表	地區に依り分らたる新規投宿者
八一表	大正十年中富川町木賃宿泊者
八二表	上京後経過年数に依り分らたる宿泊者割合
八三表	就學の始期に達したる學齡兒童
八四表	教育程度に依り分らたる割合
八五表	自炊否に分らたる宿泊者
八六表	自炊否に分らたる單身者
八七表	自炊否に分らたる家族同伴者
八八表	家族數に依り分らたる自炊者と外食者
八九表	有業無業に依り分らたる有業者—百分比
九〇表	有業無業に分らたる家族同伴者—實數及比例
九一表	有業無業に分らたる家族同伴者—實數及比例
九二表	職業大分類に依り分らたる有業者—實數
九三表	職業大分類に依り分らたる有業者—實數
九四表	地區並職業大分類に依り分らたる有業者—百分比
九五表	職業大分類に依り分らたる有業者—百分比
九六表	職業上の地位に依り分らたる有業者
九七表	職業上の地位に依り分らたる單身者及家族同伴者
九八表	地區に依り分らたる職業上の地位
九九表	職業名に依り分らたる有業者
一〇〇表	職業名に依り分らたる勞務者
一〇一表	地區に依り分らたる勞務者—實數

第一〇二表	地區に依り分らたる勞務者—比例
第一〇三表	職業名に依り分らたる女勞務者
第一〇四表	職業名に依り分らたる業主
第一〇五表	地區に依り分らたる業主
第一〇六表	地區に依り分らたる職員—實數
第一〇七表	地區に依り分らたる職員—百分比
第一〇八表	單身者と家族同伴者とに分らたる職員
第一〇九表	戸内職業
第一一〇表	休業者
第一一一表	休業理由に依り分らたる休業者—實數
第一一二表	休業理由に依り分らたる休業者—百分比
第一三圖	木賃宿數累年比較表(東京府管内)
第一四圖	東京市内木賃宿數並宿泊人員
第一五圖	燈火使用別宿泊室數
第一六圖	宿泊料金別單身者
第一七圖	宿泊料金別家族同伴者(世帯數)
第一八圖	宿泊人年齢別割合(市内及南品川千住)
第一九圖	年齢及配偶關係に依り分らたる單身者(市内)
第二十圖	年齢及配偶關係に依り分らたる家族同伴者(市内)
二十一圖	自炊の有無に依り分らたる宿泊人員

第十二圖 有業無業に分ちたる木賃宿泊人(市内)  
第十三圖 木賃宿泊人職業別(市内)

以 上

## 東京市内の木賃宿に関する調査

### 緒 言

今回の木賃宿調査は主として當局社會事業施設の參考資料に供し併せて労働問題講究の一端の資料たらしめんが爲め企圖せしものにして市内の木賃宿並に其宿泊人の生活状態の一部に關し基礎的資料を得る目的を以つて統計的調査を施行せしものなり而して、本書述ぶる處は其第一次的調査の結果にして専ら木賃宿並に其宿泊人の外面向的事象とも謂ふべき靜態的状態に限り其内面向的方面たる風紀思想習慣及家計的状態等動態に關しては更に第二次調査に俟たんとする。

現在東京市内に於ける木賃宿の所在地は麻布區新廣尾町、四谷區永住町、同區旭町、本郷區上富士前町、淺草區淺草町、本所區小梅業平町、同區花町、深川區富川町、同區東大工町の九ヶ所にして今回の調査は市内は本郷區富士前町、深川區東大工町を除きたる他の七地區及市に隣接せる荏原郡品川町及北豊島郡南千住町の二地區所在の木賃宿並に其宿泊人全部に就き調査を施行したるものなり、今該調査の調査事項、調査方法及其他参考となるべき要點を摘要すれば左の如し。

#### (一) 調査事項

##### (甲) 宿泊所に關する事項

(1) 持家か借家か	(2) 家屋の構造	(3) 敷地坪數	(4) 建物坪數(階數別)	(5) 階數別宿泊室(階數別)	(6) 燈火使用種別宿泊室數	(7) 浴槽の有無
(8) 用 水	(9) 便 所 數	(10) 共同炊事場の有無	(1) 氏 名	(2) 男女の別	(3) 年 輪	(4) 出生地

## (乙) 宿泊人に關する事項

(5) 最初の上京の年月  
 (6) 最初の上京當時に於ける戸主との續柄  
 (7) 世帯に於ける地位  
 (8) 配偶關係

職業

調査當時休業者休業理由

教育程度

宿泊料金

投宿月日

調査範圍及調査の對象

- (1) 東京市内に於ける本郷區上富士前町三戸及深川區東大工町三戸を除きたる全部の木質宿並其宿泊人全部  
 (2) 郡部は品川町及南千住町の木質宿並其宿泊人全部

## (三) 調査期日

大正十一年三月二十三日現在

(四) 調査機關及調査方法

調査員をして調査票を各木賃宿營業主若は管理者に配付し之が申告記入を依頼し調査票を蒐集せしめたるものにして調査員は木賃宿營業組合役員に嘱託し其員數凡て四十二名なり。

戸別調査方法並に調査記入心得に關しては豫め數回當局と調査員と協議し又豫習調査を施行せり。

(五) 集計及製表

調査員より呈出せる調査票は一旦之を検閲したる後當局に於て集計製表せるも其原表は詳細に過ぐるを以て更に主なる實數と比例とを算出したり。

即ち本書は該統計表を基礎とし本調査事項中の主なる項目に就き略述せしものなり、但該統計表は都合に依り別に印刷に附せざりしを以て成る可く詳細なる數字表を引用掲載するに努めたり。

尙今回調査したる木賃宿、其宿泊人及戸別調査員の數を地區別に表示すれば左の如し、(表中△印は増改築等の爲め休業中のものなり)

地 區	木 賃 宿 數	宿 泊 人 員	調 査 員 數
深川區 富川町	△一〇八	四、一二六	一〇
同 旭町	△一		
麻布區 新廣尾町	二一六	一、〇五四	六八八
計	△三九三	一三、三八八	△四〇七
荏原郡 品川町	一五	四九六	二、三八六
北豐島郡 南千住町	九	三五六	一、九四六
計	△三七	八五二	△六二
本所區 花町	八八		七三
浅草區 浅草町	△七三		
本所區 小梅樂平町	△六一		
四谷區 永仕町	二五	七八一	
同 旭町	二		
麻布區 新廣尾町	一六		
計	△四二	一四、二四〇	△一四〇
合 計	四二	三八二	七六

(甲) 木質宿調查票(宿泊所ニ關) 調查員氏名

乙

木賃宿調査票

(宿泊人ニ關  
スル調査)

調查員氏名

同室宿泊者三人以上ニシテ一枚以  
一本票ハ各室毎ニ宿泊人全部ニ就キ調査ス  
上ニ亘ル場合ハ一括ニ綴ルコト

# 木賃宿調査票記入心得

## 甲、宿泊所に関する調査

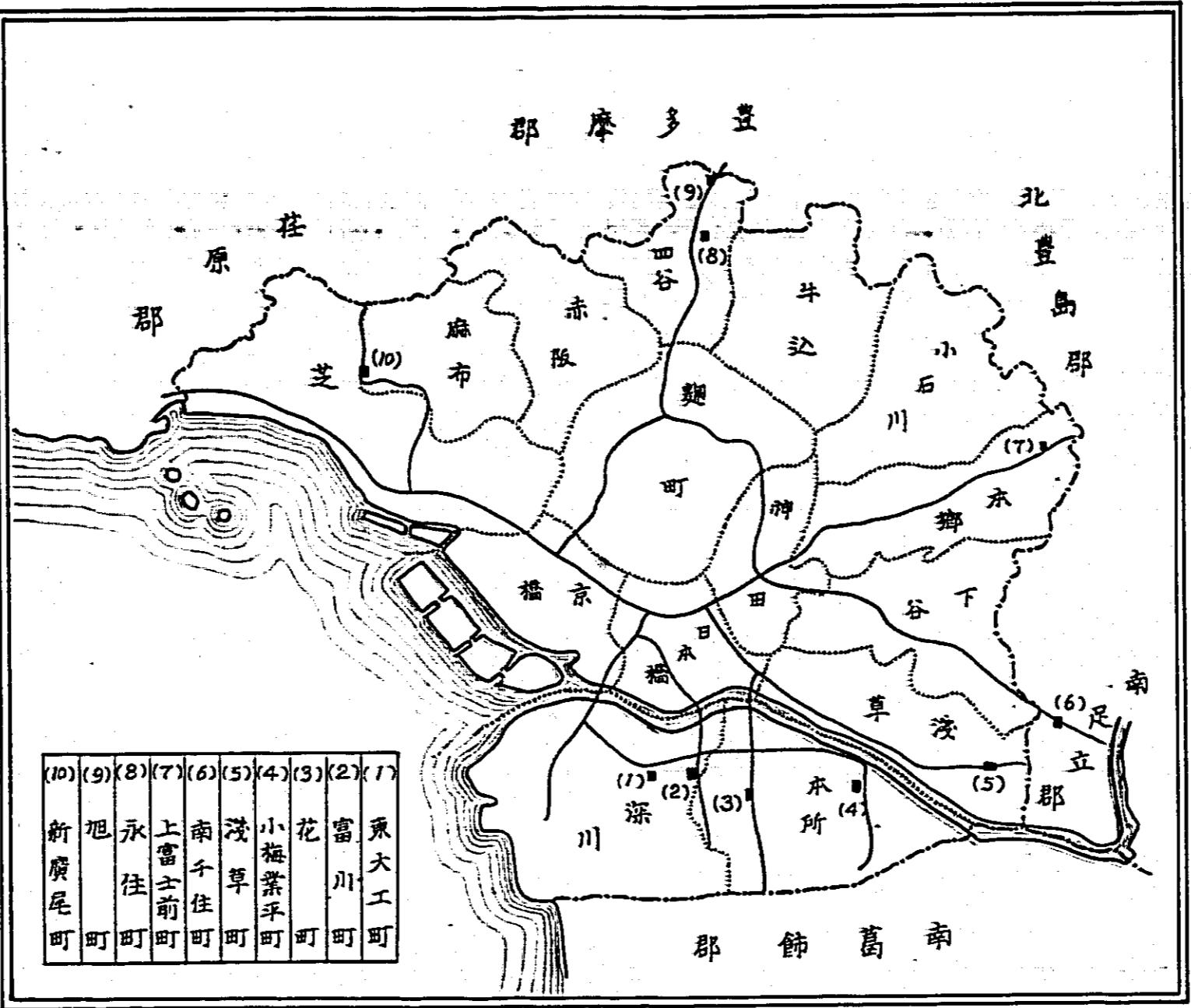
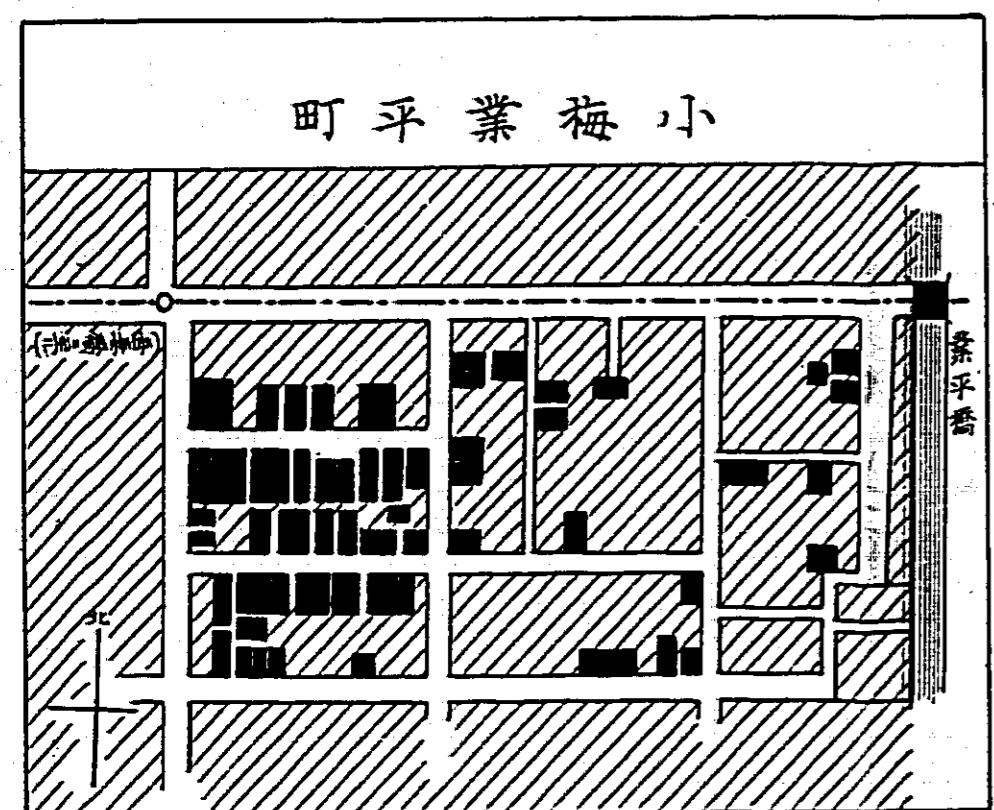
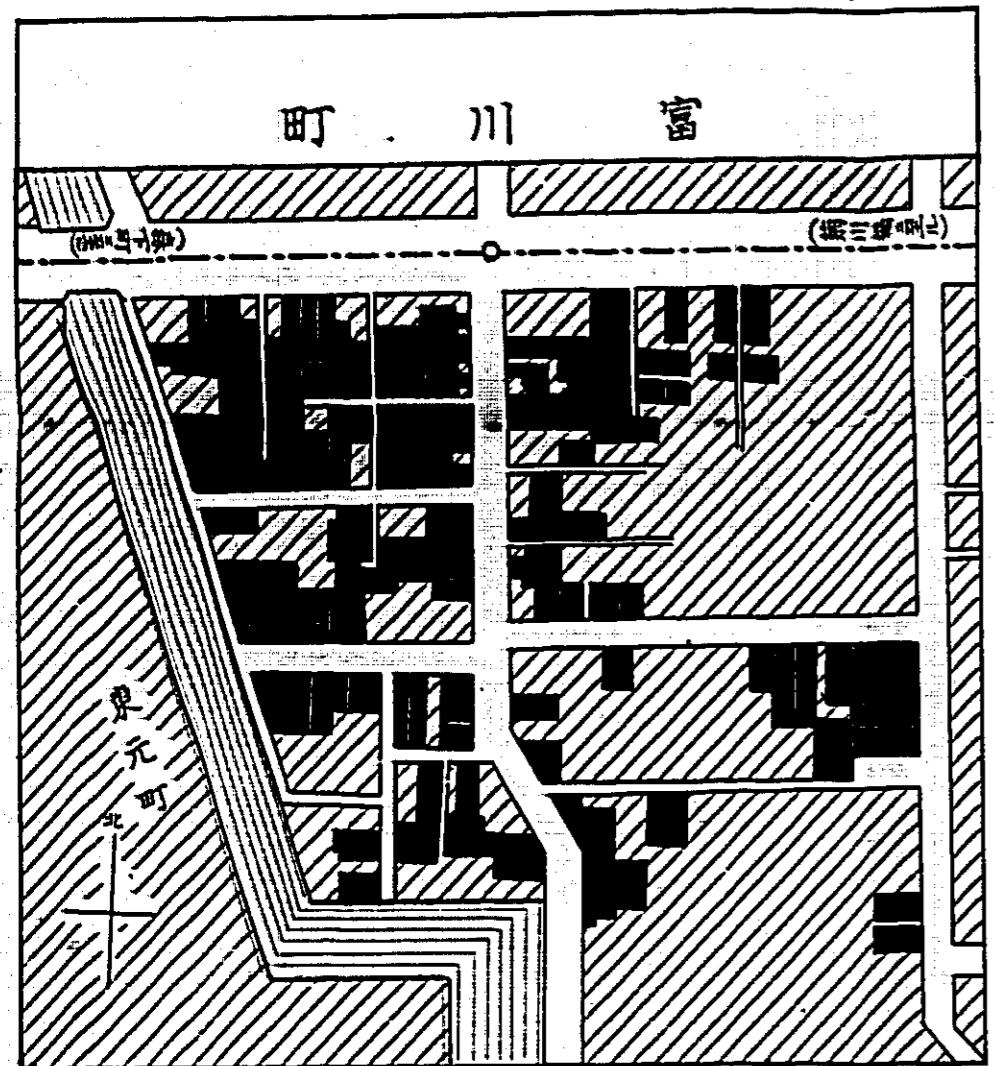
- 一、(1)持家か借家か及(2)家屋の構造は該當の文字の周圍に輪環を附すること
- 二、(3)敷地坪數(4)建坪數は一宿泊所(附屬建物ごと)の總體を調査すること
- 三、(5)宿泊室數に於て十疊以上は最後の欄に内譯して記入し又六疊半とか七疊半とか本票に印刷しらざる宿泊室は適當の處に記入すること
- 四、(6)設備の(ハ)用水(ニ)共同炊事場の有無及(ホ)浴槽の有無は該當文字の周圍に輪環を附すること
- 五、(3)敷地坪數(4)建坪數(5)宿泊室數(6)設備(イ)燈火使用別宿泊室數(ロ)便所數は一、二、三、等の文字にて記入し、該當の事項なき欄は空白になし置くこと

## 乙、宿泊人に関する調査

- 一、番號は算用數字にて最初に宿泊所の番號、次に宿泊室の番號を記入し一室二枚以上に亘る時は更に次の欄に1、2、3、……と記入すること
- 二、階がある所には一階なるか、二階なるか、三階なるか、其の室の在る階名を記入すること
- 三、疊數は室の疊數を算用數字にて記入すること
- 四、(1)氏名、一室に宿泊者二人以上在る時は家族同伴者を先に、單身者を次に記入すること、家族同伴者では初筆に世帯主次に配偶者、次に祖父、祖母、父、母、子、孫及其配偶者次に兄弟姉妹及其配偶者次に其他の親族等を記入すること
- 五、(2)男女の別、男は男、女は女と記入すること
- 六、(3)年齢、調査當時の實際の年齢を記入すること必ずしも戸籍と同一でなくとも宜しい、年齢の不明な者は見込の年齢を凡そ何歳と記入すること
- 七、(4)出生地、は出生したる道、府、縣、郡、市、町、村名を記入すること
- 八、(5)最初上京したる年月、は東京以外で生れた者で初めて東京で生活する目的で出て來た年月を記入し、又所要等のため上京せし者は其旨記入すること

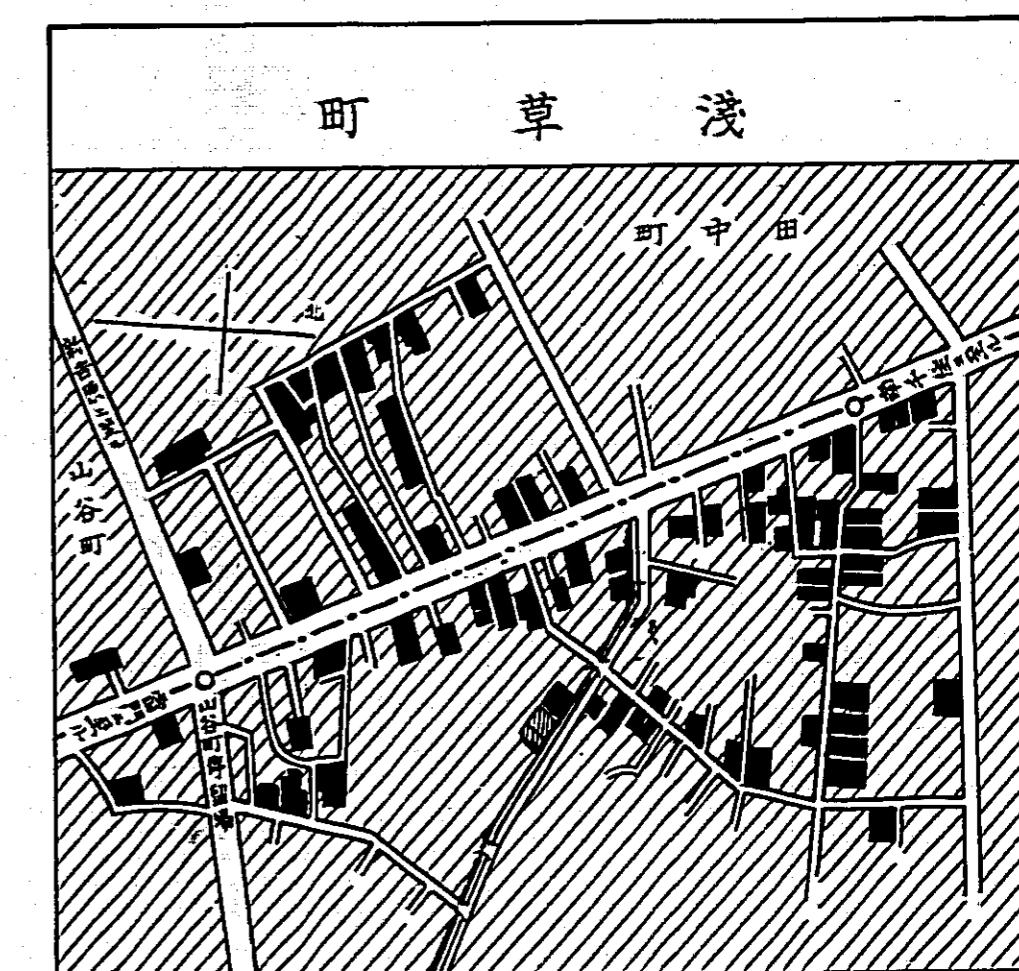
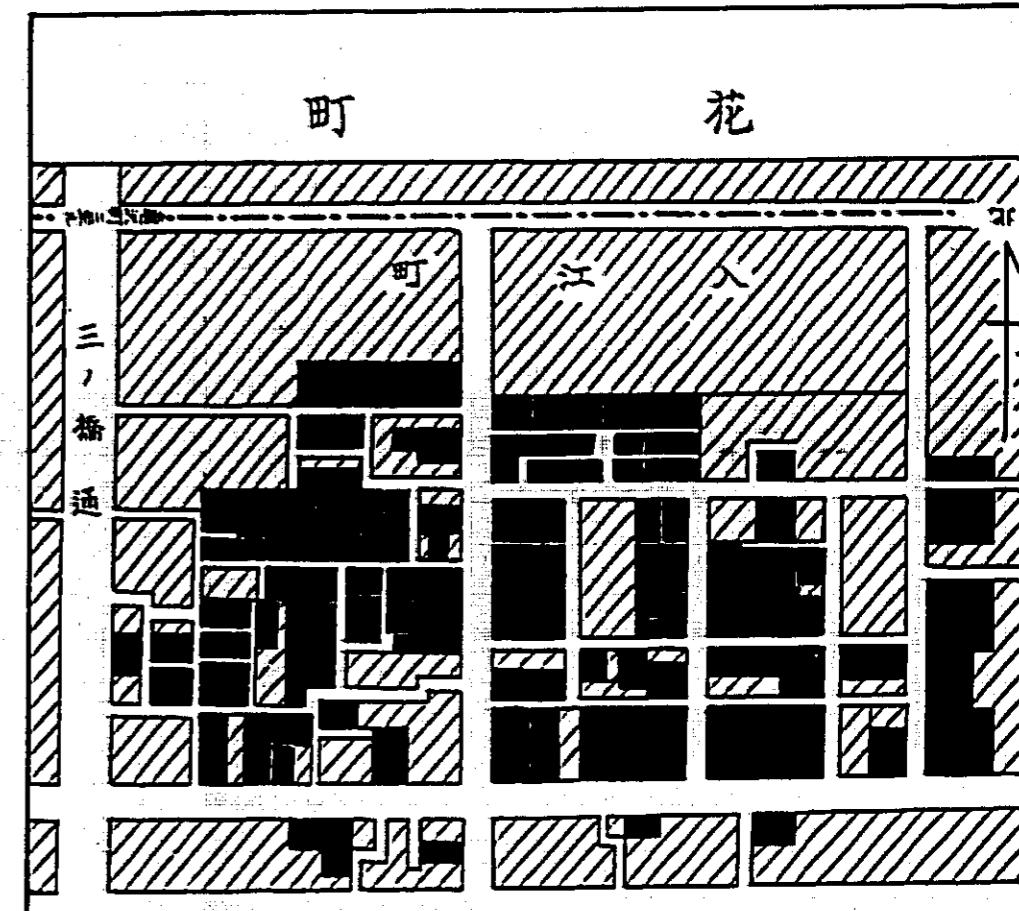
- 九、(6)戸主との續柄、は地方出生者は最初の上京當時に於ける、又東京出生者は調査當時に於ける戸主との續柄にして戸主は戸主と家族は弟とか、姉とか、子女とか、簡単に戸主との續柄を記入すること
- 十、(7)世帯に於ける地位、世帯主は主人、世帯主の配偶者は妻又は夫、子女及其配偶者は長男、長男の妻、次女、次女の夫、直系尊族は祖父、祖母其他は兄、弟、伯父、従兄等の如く世帯主に對する續柄を記入すること
- 十一、(8)配偶關係、(イ)現に妻ある男、夫ある女は有(ロ)配偶者に死別して現に獨身の者は死(ハ)離別して現に獨身の者は離(ニ)未婚者は未(ミ)夫々該當の文字の周圍に輪環を附すること
- 十二、再婚のため死別離別を併せ有する者は最近のものに依ること
- 十三、(9)職業、は生活の主なる物資を得る目的を以てする日常の勞務を記入し一定の職業なきものは最近從事したる仕事を記入すること
- 十四、職業の記載は成るべく細密に其職業上の地位を明かにし得るやう記入すること、例へば人力車挽なるときは自有人力車挽、借人力車挽、宿車挽子自用車挽子等と記入し、人夫なる時は常雇か、日雇かを明かにし仕事の種類をも成るべく詳しく記入すること例へば區役所常雇掃除人夫、日雇掃除人夫等の如し
- 十五、(10)休業理由、日常職業あるものにして、調査當日休業したるものは其理由例へば病氣、所用、任意、公休、失業等夫々該當の文字を記入すること
- 十六、(11)教育の程度、は學校を卒業又は修業したるものは何々學校何學年卒業中と記入すること
- 十七、學校教育を受けたること無き者は其程度を記入すること
- 十八、(12)宿泊料金、は増布團代、入浴料等を合算したる金額を記入すること
- 十九、(13)投宿月日、は初めて投宿したる年月日例へば何年何月何日と記入すること
- 二十、中途一時不在の者は引續き止宿者と見做すこと
- 二十一、(14)自炊か否か、自炊器具が自己所有なると借用なるとに拘らず宿所にて自炊するものは自炊と然らざるものは空白になし置くこと

木宿在所地竝宿配置圖  
(在現日末月三年二十正大)

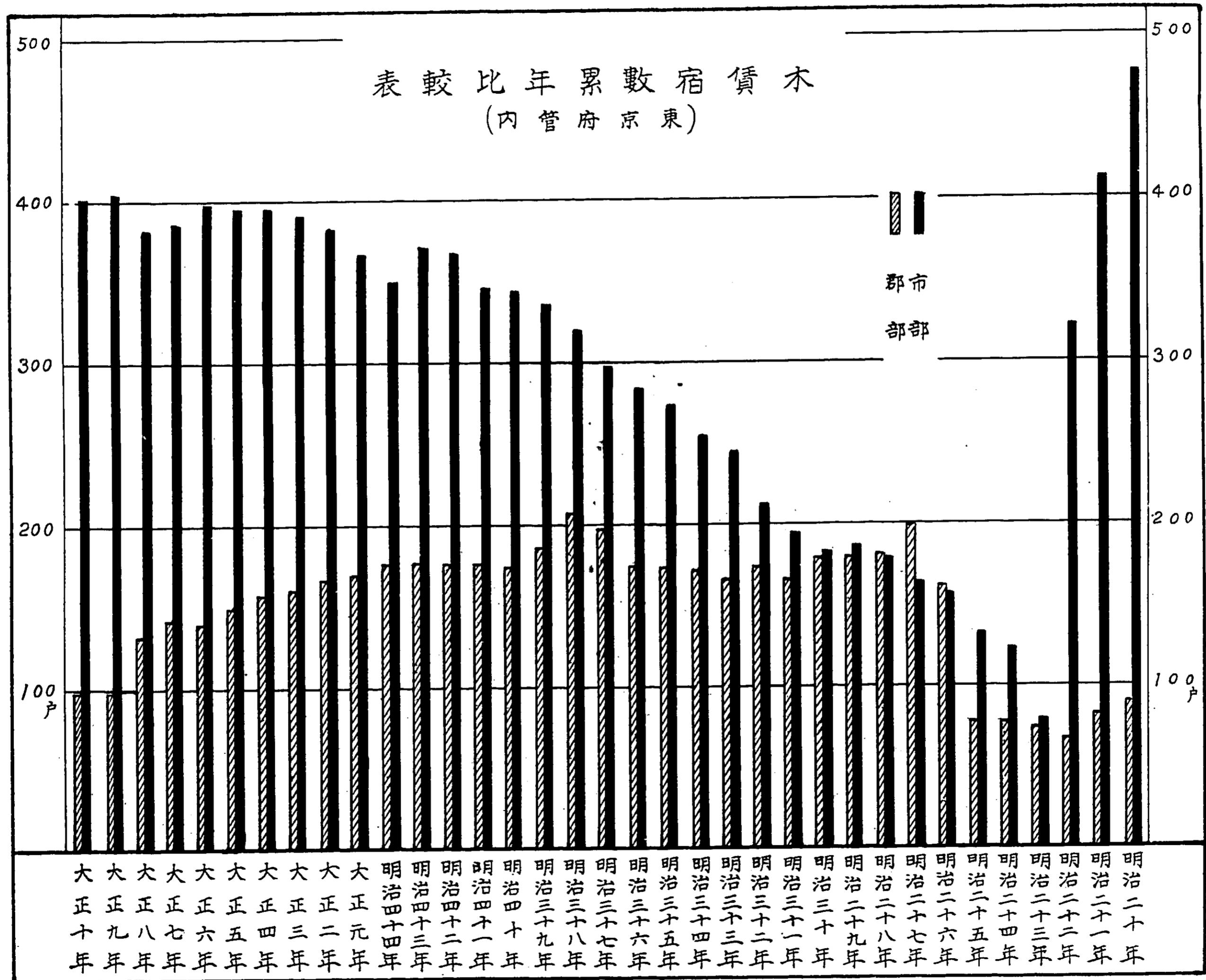


例、九

電車	■
住宅	■
商店	■
工場	■
其他	■



圖一第



## 第一編 宿泊所

### 第一、木賃宿營業指定地と最近木賃宿の消長

一、木賃宿營業指定地と木賃宿數 現今木賃宿は一般に食事を給せず宿泊料を徴し寝具と風呂とを供給して客人を宿泊せしむるものにして、其起原は頗る古し、往古にありては旅人は皆米糒を携へ旅舎に至り自ら飯糧を焼煮し其柴薪代即ち木錢を拂ふて宿泊せしを以て木錢宿又は木賃宿と稱ひたりしが、其後交通の頻繁となるに従ひ漸次設備を改め食事を供して宿泊せしめ今日の宿屋の發達を見るに至れり、其間木賃宿は諸藝人、人夫等専ら下層階級の宿泊機關として宿場又は都會の場末等に存して、今尚其數少なからざるも、現今は都鄙に依り多少其存在の理由を異にす、概して地方の木賃宿は一夜泊りの旅のものにして漸次衰退に傾くも、都市に於ける木賃宿は一夜泊りのものより長期の止宿者多く、一面下級労働者の簡易なる居住宅として他面低廉なる宿舎として都會に於ける人口增加の趨勢に應じて増加の歩を辿るが如し。

東京市に於ては元々木賃宿又は安宿として市内各所に散在しありしが、明治二十年十月警察令第十九號宿屋營業取締規則に依り初めて營業地を限定せられたり、今東京市内に於ける其指定地及び大正十

年末木賃營業戸數並に宿泊客概算數を示せば左の如し。

第一表 東京市内に於ける木賃宿營業指定地と木賃宿數

右に依れば富川町最も多く其數一〇九戸を算し全市の二割七分を占め、次いで花町の八九戸淺草町の

七三戸小梅業平町の六三は其多きものに屬し孰れも其割合は一割六分乃至二割二分にして他は皆其數少なし、即ち永住町は二十五戸旭町は二十一戸新廣尾町は十六戸を算し、又上富士前町及東大工町は共に三戸に過ぎず、而して白金猿町、青山北町、初音町及靈岸町の四地區は指定地なるも現今宿屋全く無し。

第二表 明治二十年末に於ける東京市内各區別木賃宿數

四赤麻芝京日神麁  
谷坂布橋町  
區區區區區區區  
一六二三五六三三四二八八  
合深本淺下本小牛  
川所草谷鄉石込  
計區區區區區區區

即ち農業地指定前は市内各區に存し神田區内最も多く淺草、芝、下谷の各區之に次ぎ赤坂區、麻布區等山の手最も少なきを見る、而して本所、深川の兩區は當時尙未だ其數甚だ少なかりき。

今回社會局に於て調査したるは上富士前町、東大工町の二地區を除きたる他の七地區に於ける木賃宿全部三九三戸（外に増改築等の爲め休業中三戸あり）並に荏原郡品川町の十五戸及北豊島郡南千住町の九戸なり。

二、最近木賃宿の消長　最近木賃宿の消長が如何なる状態にあるか之が觀察として適當の資料を有せざるを以て、單に宿屋數に就き木賃宿營業指定地規則發布の年即ち明治二十年以降東京府管下に於ける累年の宿屋數（警視廳統計書に依る）を一瞥するに左の如し。（大正十年市部木賃宿數が當局調査と多少相違あるも本表は便宜警視廳統計書の事實に依る）

第三表 明治二十年以降東京府管内木賃宿累年數

明治三十年を百としたる指數									
年次									
市内									
實部									
郡部									
數計									
市内									
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三五九	三一四	二〇七	一九七	一四九	三八八	四九五	五六九	計	市内
三五九	三一四	二〇七	一九七	一四九	三八八	四九五	五六九	計	市内
一九七	一五八	七五	七五	七二	六六	八二	八九	郡部	實部
一六二	一五六	一三三	一三三	七七	三三三	四二三	四八〇	郡部	市内
二七年	二六年	二五年	二四年	二三年	二二年	二一年	二〇年	年次	明治

大正五年

同六年

同七年

同八年

同九年

同一年

三九四

一四六

五四〇

二一七・七

八二・五

一五〇・八

一四八・六

七六・三

一二

一四五・三

一四一・九

七二・三

一三九・一

五三・七

一二二・二

二〇九・九

五〇八

四九八

二二八

三八〇

九五

四〇三

一三六

五二〇

四九九

二二一

九八

三二一・五

七六・八

一四五・三

七二・三

一四一・九

二一七・七

八二・五

一五〇・八

一四八・六

右に依れば東京府管内に於ける木賃宿數は市郡を合して明治二十年は五六九戸にして後年に比し其數甚だ多く、翌二十一年より二十三年迄逐年遞減して一四九戸に減少し翌二十四年より二十七年迄年々遞増して二十七年は三五九戸を算するに至れるが、爾後三十一年迄は増減交々にして三十一年は二十七年に比し結局二戸を減じて三五七戸を示せり、而して同年以後は一、三の年を除くの外漸増の途を辿り大正四年の五四七戸を最高とす、只大正五年以後は稍々遞減せるを見る、今之が増加の割合を觀るに明治二十年以降六、七年の間は木賃宿營業地限定の結果移轉等の爲め廢業開業多く爲めに増減の差大なるを以て、又二十七年より三十年頃迄は増減少なく其戸數大差なきを以て共に其期間を除外し、便宜三十年を基準とし同年を百とし二十四ヶ年後の大正十年の割合を觀るに一三九・四を示せり、即ち市部郡部を合したる木賃宿は大正十年は明治三十年に比し約四割の増加を示せり（之は木賃宿數の比較にして客の收容力の比較に非らざるや勿論なり）。

更に市部と郡部との増加率を比較するに、大正九年には旭町が郡部より市部に編入せられたるを以て便宜大正八年迄の事實に就き觀察するに、明治三十年に於ける市部の木賃宿は一戸大正八年は三八〇戸にして明治三十年の百に對し大正八年は二〇九・九を示し約二倍の增加なるに、郡部は之に反し明治三十年の一七七戸に對し大正八年は一二八戸にして明治三十年の百に對し大正八年は七一・三を示し約三割の減少を示せり、又兩者を對比するに明治三十年は市部の一八一戸に對し郡部は一七七戸ありて略々市郡同數なりしが大正八年は市部三八〇戸郡部一二八戸にして郡部は市部の約三分の一に過ぎざるに至れり、而して郡部は明治三十八年の二〇五戸を最高として明治三十年の百に對し一一五・三を示し爾後漸減し近年益々凋落の現象を呈するに反し、市部は明治三十年以降一、三の年に於て減少を示せるものあるも概して逐年遞増し來り其最高は大正六年の三九七戸其増加割合明治三十年の百に對し二一九・三なり、唯大正七、八年は六年に比し稍々減少せるを見るも此二ヶ年の事實を以て遽に衰退の兆と断ず可からず。

右上の如く木賃宿が市部に於て發達し郡部に於て衰退を見たるは種々の事情原因あるべきも主として社會狀態、經濟狀態の變遷に伴ひ昔時と今日と其客種及宿泊事情を異にせるに依るが如し、蓋し昔時の木賃宿泊客は物貿世間師の如き一夜泊りのもの相當に多かりしが今日は之等のもの減じ宿泊客は主として、労働者及普通旅客にして労働者は労働需求交通の利便の關係上市部に集中し、普通旅客亦都

會に多きを以て漸次木賃宿が郡部に減少し市部に増加する状態を誇致せし所以なるべし。

尙市内各地區に於ける木賃宿盛衰の實情に關しては更に後段詳述する處あるべきも大體如上の理由に依り工業地區たる本所、深川兩區に發展せるを見る、今参考の爲め明治三十年以降毎五年市内各區別木賃宿數を表示すれば左の如し(表中△印は旭町を合算せるものなり)。

第四表 明治三十年以降毎五年各區別木賃宿數

區名	明治三十年	同三十五年	同四十年	大正元年	同五年	同十年	明治三十年に比し大正十年に增加實數	明治卅年を百として大正十年に增加實數たる指數		
									同三十五年	同四十年
浅草區	三	三	三	二	一	一	一	一	一	一
布施谷	三	一〇	一八	二〇	一八	一六	一三	五三三		
本郷區	一六	一七	二七	二六	二五	△二五	△三〇九	△二八八		
本所區	三	三	三	三	三	三	〇	一〇〇		
淺草所	三二	四五	五一	五七	七五	七三	四一	二二八		
川口	七八	一二〇	一三〇	一五〇	一五四	一五二	七四	一九五		
計	四六	八三	一一二	一〇五	一一八	一一二	六六	二四三		
	一八一	二七一	三四四	三六三	三九四	△四〇二	△二〇〇	△二二一		
								△二二二		

右に依れば明治三十年に比し大正十年の增加實數の最も多きは本所區の七四戸にして、深川區の六六戸淺草町の四一戸之に次ぎ其他の各區は増加數甚だ少なく芝區は全部廢業せるを見る、而して其增加

割合の多きは麻布區にして明治三十年に比し大正十年は五倍餘を示し次いで深川區、淺草區、本所區の順なりとす。

因に營業地指定前の明治二十年末の東京府管内に於ける木賃宿數を郡區別に見るに、最も多きは神田區にして淺草、芝、下谷の各區之に亞で多きものたり、即ち左表の如し。

第五表 明治二十年末郡區別木賃宿數

郡區名	木賃宿數	郡區名	木賃宿數	郡區名	木賃宿數	郡區名	木賃宿數
麹町區	八	赤坂區	二	淺草區	八三	南多摩郡	一八
神田區	一二八	四谷區	一六	本所區	一五	北豐島郡	一七
日本橋區	三四	牛込區	六	深川區	九	南足立郡	一三
京橋區	三一	小石川區	六	市部計	四八〇	南葛飾郡	一
芝區	五六	本郷區	二七	荏原郡	二五	郡部計	八九
麻布區	三	下谷區	五六	東多摩郡	一五	合計	五六九

### 第一、一戸平均宿泊客並に宿泊客數に依り分ちたる木賃宿

一、一戸平均宿泊人員 今回調査したる木賃宿數は市内三九三戸郡部(品川町及南千住町の二地區にして以下單に郡部であるは此二地區を指す)二四戸にして、其宿泊人員は市内一三、三八八人、郡部八五二人なり、之が一戸當り平均宿泊人員は市部は三四・一人、郡部は三五・五人なり、今其戸數及宿泊人